

「2016年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」 調査結果の特徴

貿易・投資円滑化ビジネス協議会
事務局 日本機械輸出組合

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」(代表 給田英哉)は、2016年2月に会員約130団体に
対して日本企業がその貿易相手・投資先国である世界各国・地域統合において直面している障
壁に関するアンケート調査を実施し、その結果：『2016年速報版 各国・地域の貿易・投資上
の問題点と要望』を取り纏めた。(2016年版速報版の全文は、協議会HP：
<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> をご参照。)

調査結果の概要は、以下の通り。

<2016年版調査結果の要点>

中国をはじめとする新興国の景気低迷が長期化し、世界及び我が国の貿易・投資が世界経
済の成長率と相関して減少基調にある中で、貿易・投資障壁の多くが改善されずに存続し
ており、問題項目の総数は1割強増加(+188件)して過去最多(1,706件)となった。う
ち新興国・途上国の占める割合が8割弱に上る。

国別では、トップ5の中国、インド、ブラジル、インドネシア、ベトナムは前年と同じ顔
ぶれであった。中国、インド、オーストラリア、マレーシア、韓国の件数増加が著しい一
方で、南アフリカ、カナダが大きく減少した。昨年まで2年連続で減少を記録した中国は
前年比+24の235件であった。先進国は、EUが減少したものの、米国が増加してオースト
ラリアとともにトップ10に入っている。

地域別では、前年度と比べてアジアが大幅に増加、中南米、大洋州が増加した半面、中東
アフリカ、欧州が減少し、増加する地域と減少する地域がはっきりと分かれた。

分野別では、輸出入規制・関税・通関規制、税制、雇用、知的財産制度運用の問題が従前
同様四大分野として多く指摘され、輸出入規制・関税・通関規則、制度の未整備・突然の
変更が前年度と比べて大幅に増加した。

先進国および新興国・途上国の相異が鮮明に表れた。先進国では雇用、知的財産制度運用、
環境問題・廃棄物処理問題、政府調達との比重が新興国・途上国を大きく上回り、外資規制
関連の問題指摘がほとんど無い。これに対して、新興国・途上国では外資参入規制、国有
化要請・現地調達率と恩典、自由貿易地域・経済特区での活動規制などの規制措置が残存
し、諸制度・慣行・非効率な行政手続、法制度の未整備・突然の変更、金融、利益回収の
問題の比重が先進国を上回っている。

2016年版で指摘された問題点を地域別、項目別に見ると、主要なポイントは、以下の通り。

1. 地域別・項目別特徴：新興国・途上国が問題指摘項目数合計の8割弱、有力新興国がラン クの上位を占める

2016年調査は、世界102の国・地域と4つの地域統合(EU、ASEAN、GCC、NAFTA)につい
て問題指摘がなされている。

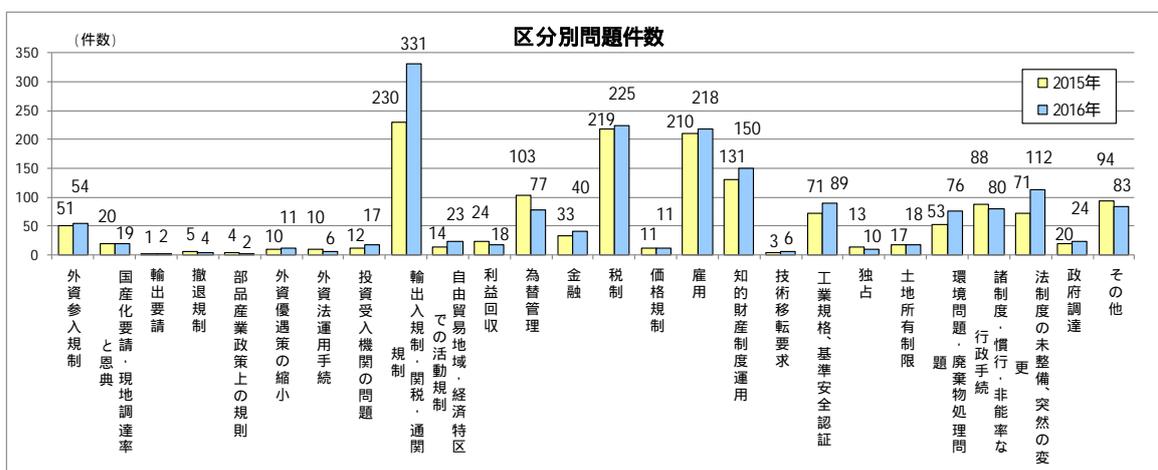
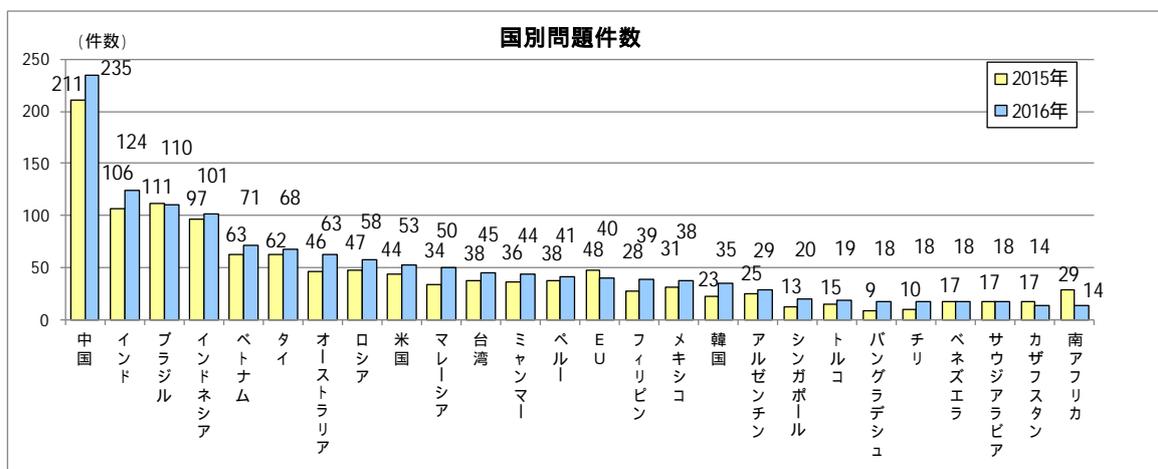
問題項目の総数は1,706と前年比+188で、うち新興国の占める割合も前年同様8割弱を占める。国別では、中国235件、インド124件、ブラジル110件、インドネシア101件、ベトナム71件、タイ68件、オーストラリア63件、ロシア58件、米国53件、マレーシア50件、台湾45件、ミャンマー44件、ペルー41件、EU40件、フィリピン39件、メキシコ38件、韓国35件、アルゼンチン29件、シンガポール20件、トルコ19件の順となっている。

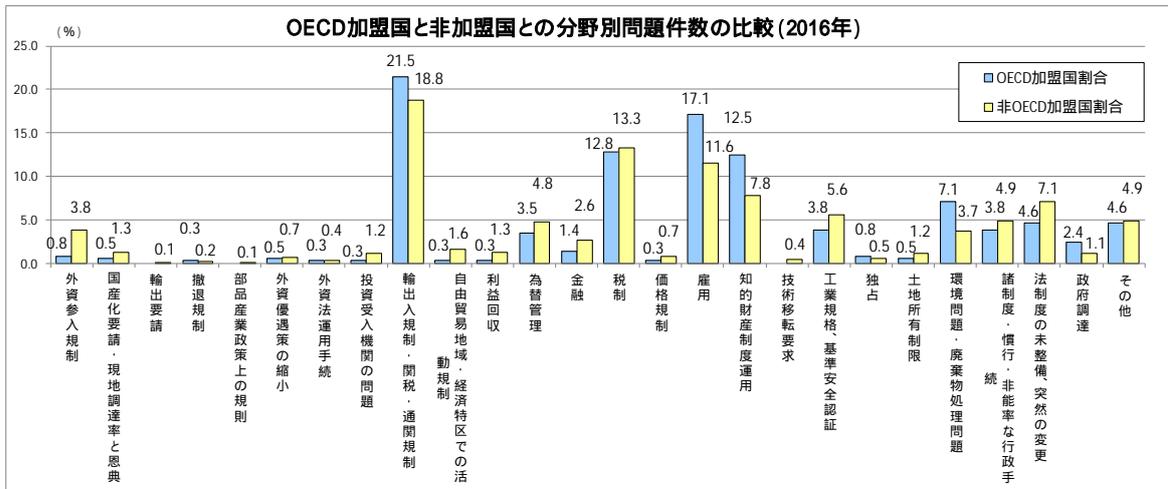
前年に比べ大幅な増加が目立つ国は、中国+24、インド+18件、オーストラリア+17件、マレーシア+16件である。一方、減少が大きい国は、南アフリカ-15件、カナダ-14件となっている。

問題項目の区分別総数では、輸出入規制・関税・通関規制19%、税制13%、雇用13%、知的財産制度運用9%、法制度の未整備・突然の変更7%の順となっており、前年に比べて輸出入規制・関税・通関規制+101、法制度の未整備・突然の変更+41、環境問題・廃棄物処理問題+23、知的財産制度運用+19が大幅に増加した。

新興国・途上国は先進国と比べて、外資参入規制、国産化要請・現地調達率と恩典、自由貿易地域・経済特区での活動規制、為替管理、工業規格・基準安全認証、法制度の未整備・突然の変更の問題項目の割合が大きい。一方、先進国は環境・廃棄物処理問題、知的財産制度運用、輸出入規制・関税・通関規制、雇用が途上国との比較で割合が高い。

2016年速報版 各国・地域の貿易投資上の問題点と要望集計





2. 中国は、問題が広範囲にわたり最多、前年比1割増：輸出入規制・関税・通関規制と税制の問題が最も多いが、知的財産権制度運用、環境問題・廃棄物処理問題、雇用、自由貿易地域・経済特区での活動規制の割合も大きいのが特徴

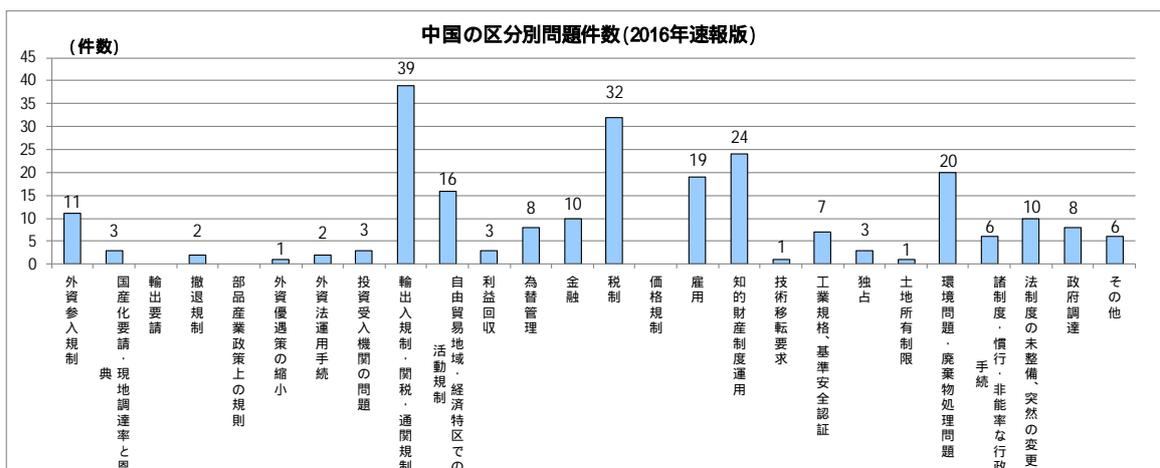
我が国の対中貿易・投資額は2011年以降縮小基調にあったが、2015年には貿易・投資共に2ケタ台の大幅減少となった。その背景には、中国では“ニューノーマル”と呼ばれる経済社会政策による安定成長への転換、構造調整、賃上げ、自由貿易特区の拡充、環境保護対策の強化などが図られているが、世界経済を牽引していた中国経済の減速が長引く中、金融市場の不安定や株下落、人民元安圧力、過剰生産問題や人件費の大幅上昇、競争の熾烈化、輸出入減、日中関係改善の遅れ、日本企業の投資先の東南アジアシフトなどが挙げられる。対中貿易・投資額が大きく落ち込む中で日本企業が直面する問題数は1割増えるという異例とも言える状況が生じている。これは、日本企業の対中プレゼンスが格段に大きく直面する問題数が多い中で、既存の問題点の改善があまり進んでいないこと、その一方で、前年度に比べて特に、輸出入規制・関税・通関規制、環境問題・廃棄物処理問題、自由貿易地域・経済特区での活動規制の問題数が大きく増えたことを反映している。全世界平均と比較した場合、知的財産権制度運用と法制度の未整備・突然の変更の割合が比較的高いことも特徴である。

税制については、移転価格税制でのみなし課税の適用、恣意的調査、APA不活用に加えてBEPS対応としての過大な文書化義務の問題、外国法人への特別税制、欧米諸国と異なる繰延欠損金制度、外資に認められない連結納税制度といった中国独自の税制の問題があり、加えて増値税等の間接税が高率であること、とりわけ増値税については還付手続きの煩雑さ・遅延の指摘が多い。PE問題については、当局による拡大解釈が行われ役務提供・出向者へのPE課税も行われている。税法解釈、制度運用が地域、エリア、担当者により異なり、税務行政が不統一であること、少数ではあるが、税務当局と税関当局の間で関税評価の見解が異なるとの指摘もある。

輸出入規制・関税・通関規制は、高率の関税、ITA製品・サンプル品への関税賦課、アンチダンピング措置の濫用という関税問題、ソフトウェアや中古機械・設備等に関する厳格な輸入規制の存在および規制に対応するための煩雑な手続の問題、完成品に関するロイヤ

ルティを輸入部品価格に加算したり、為替変動による価格変更を考慮しないといった関税評価問題、管轄税関・担当者により異なる関税分類の不統一・恣意性、その他日中関係悪化による通関業務の複雑化・遅延、地域・税関・季節・新製品・試作品等輸入目的により異なる通関手続の煩雑さ・不透明さ、税関における情報漏洩、輸出入検査の煩雑・遅延、税関通達の公布から実施までのリードタイム不足といった通関にまつわる問題指摘がある。新たに、中国進出企業の FTA 活用に際しての原産地証明書の不透明・不統一の問題と危険品の輸出入規制の強化・手続きの厳格化が指摘されている。

また、自由貿易地域・経済特区での活動規制について、加工貿易における規制の強化・保税措置の撤廃がなされており、保税加工貿易の管理ルールが全国的に不統一で、保税区の搬入・搬出・保税転送手続きの煩雑・遅延、保税品の国内転売・在庫廃棄の規制などの問題が指摘されている。外資誘致対策としての自由貿易試験区の全国的拡充が図られているが、営業範囲の追加や増値税インボイス発行手続きの煩雑などの問題が指摘されている。知的財産制度では、知的財産保護の執行・運用に関する問題が多く指摘されており、行政執行の弱さ・刑事告訴を行うための高い基準・軽い罰則により侵害行為が繰り返されるとい問題がある。特許権については、分割出願の困難、クレーム補正の困難、ライセンス契約における供与技術の性能保証・特許保障の強制、複数行政部門へのライセンス契約の届出、海外から導入されるライセンスの品質保証責任、侵害訴訟の煩雑性といった問題がある。実用新案については、成立しやすく、無効化し難い性質上の問題が、意匠・商標権については、広範な模倣品の国内横行と海外拡散や形状模倣に対する法的不備の問題、著名商標等の無断使用・登記の問題がある。水際取締りが不十分で差押手続が不合理・不透明である。その他作業中の著作権改正案について多数の懸念点が指摘されている。環境保護法改正など環境規制の強化に伴って環境問題・廃棄物処理問題について問題数が大きく増加しており、先行して導入されていた EU の規則・基準と異なる中国独自の RoHS 規制、WEEE 規制の導入とその基準等の不透明の問題、リサイクル規制の基金の拠出の問題、廃棄物処理能力不足と処理費用の増大、補助金支給の遅延、危険廃棄物規制の強化などの問題が指摘されている。



雇用面では、最低賃金上昇による人件費の高騰が続いており、離職率も高まり、人材の確保・定着が困難な状況がある。また派遣労働者使用規制強化・有期雇用契約の規制強化を含む労働者保護色の強い労働契約法の存在、頻発する労働争議、就労ビザ・短期出張者ビザ取得手続の煩雑・遅延、日中間社会保障協定未締結による保険料の二重払い、保険料の

徴収実施・基準の不統一、関連実施細則の不明確といった指摘が出ている。

その他、WTO加盟時の流通業自由化約束の未実施、ICPや建設業などサービス分野への外資参入規制、会社清算・撤退・増減資手続きの困難・不透明、CCC取得手続きの煩雑、事業者結合審査手続きの不透明・長期化、WTO政府調達協定加盟遅延による内外差別・手続不透明、法制度の実施運用規則の不備・発行遅延・不透明・地域差・周知徹底不足などの問題が指摘されている。

3. 東南アジア・南アジアでは、企業の関心が中国からシフトしつつも、障壁が根強く残る：インド、マレーシア、ミャンマー、ベトナム、タイ等が増加

(1) インド：輸出入規制・関税・通関規制と知的財産制度運用が増え、輸出入規制・関税・通関規制、税制、工業規格・基準安全認証、知的財産制度運用、諸制度・慣行・非能率な行政手続がトップ5

インドは、近年中国を上回る高い経済成長が続き外資誘致の強化と外資規制の緩和もあって日本企業の進出が急速に増加しているが、関税・非関税障壁が依然として広範に存在し問題件数も増加しており、中国に次いで問題件数が2番目に多い国となっている。

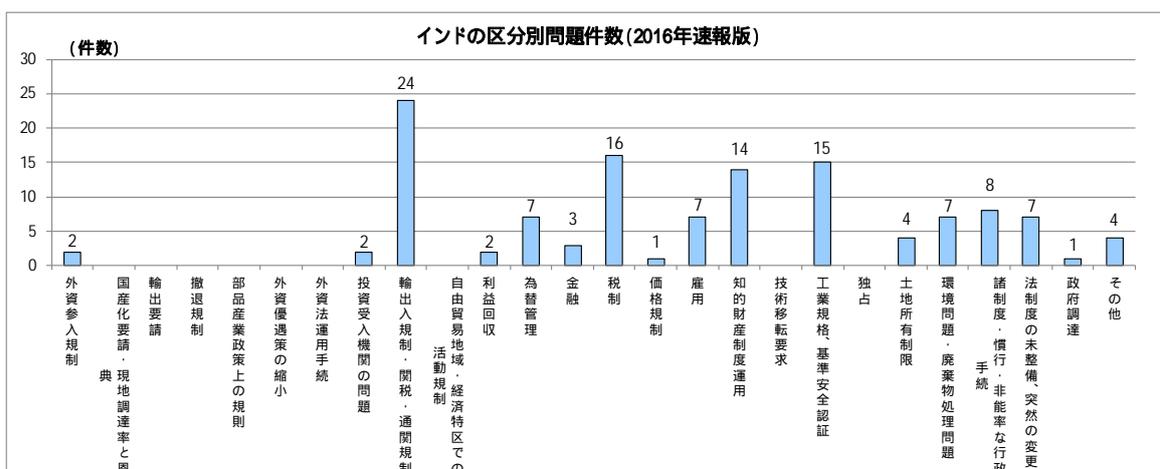
輸出入規制・関税・通関規制については、紙類等への高輸入関税賦課、鉄鋼製品への関税引き上げ・アンチダンピング措置及びセーフガード措置の濫用、ITA対象製品への課税、基本関税以外の追加関税の賦課、デモ・プロモーション用一時輸入製品への関税賦課、煩雑な還付手続、通関時の最高小売価格の申告・表示義務の煩雑さ、過度に厳密な空港貨物検査の問題がある。その他、FTA原産地規則の厳しさやそれに伴う原産地証明取得手続の煩雑さ・原産地判定基準の煩雑、また一般的に輸入手続に時間がかかる問題がある。

税制については、中央税・州税の間接税の体系が甚だ複雑で高率ありしかも頻繁に改正されるため物品サービス税(GST)の早期導入を望む声が多い。移転価格税制が不透明で調査における過剰なデータ提出要請や、仲介手数料に売買取引と同じ利益率を適用して更生され追徴課税される等恣意的運用が行われるため、多大な工数と納得性に乏しい判断となる問題がある。また、PE課税については、税法上長期出張者の取扱いが不透明との指摘がある。

工業規格・基準安全認証については、海外機関発行の国際認証書(CBレポート)の不認可、電子情報技術製品の事前登録審査・表示手続きの煩雑、異なる認証当局による二重規制・不統一の問題、独自の強制規格の導入、新規格の実施の有用期間不足、ラベリング要件の変更といった問題がある。

知的財産制度運用について、各国の電子化された特許審査情報を利用すれば事足りる外国での特許出願・審査結果の情報提供を出願人に求めること、他国にはない特許の国内実施に関する情報提供義務の問題がある。その他、商標審査の遅延、特許庁内のデータベースや商標検索機能の操作性を含む特許庁の制度運用の不十分さについての指摘がある。

諸制度・慣行・非能率な行政手続については、煩雑で複雑な行政手続の問題がある。具体的には、窓口が不明、決定プロセスが複雑で多い、規模により権限が中央にあったり、州にあったりと変わる、承認に時間を要するといった問題である。その他、入札やライセンス制度の複雑さについての指摘がある。

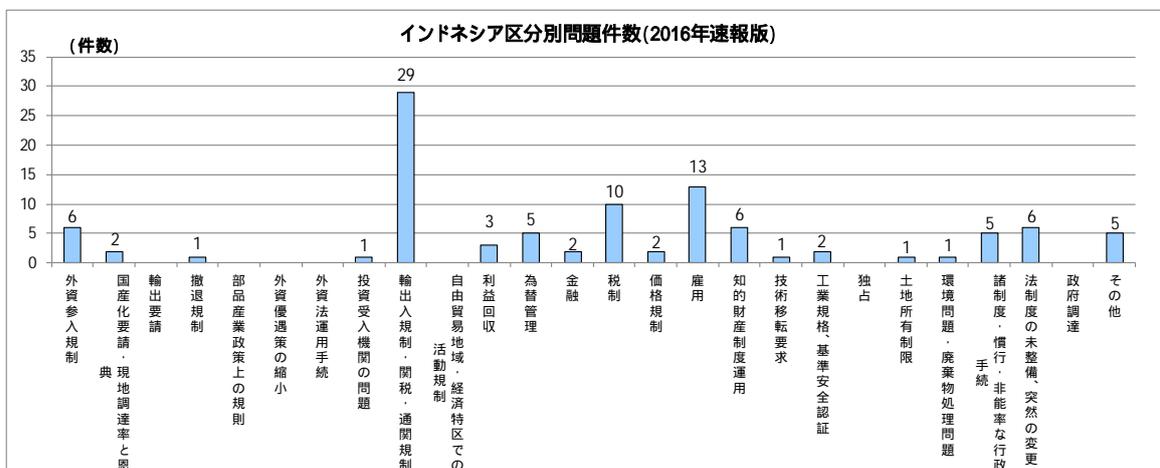


(2) インドネシア：輸出入規制・関税・通関規制の問題が突出して多い、次いで雇用、税制の問題が多く指摘

新政権になっても多様な保護主義的措置がとられており、輸出入規制・関税・通関規制の問題の割合が突出して多く件数が増加していることがインドネシアの特徴。

輸出入規制・関税・通関規制の分野では、各種輸入規制措置の存在や輸入ライセンス制度の突然の変更の試み、輸入許可取得手続の遅延、未加工鉱物輸出規制・輸出関税賦課といった輸出入規制の問題に多くの指摘がある。また、船積前検査の負担増と遅延の問題、輸出入通関手続に時間がかかること、輸入通関時の粗荒な開梱検査、更正通知の到着遅延といった通関手続についても問題が多い。FTA における第三国インボイスの不認可と第三者原産地証明書の遡及適用不可と取得手続きの煩雑、過剰な税関の検認の問題がある。その他、未加工鉱物の輸出規制やインドネシア語でのラベル表示義務の問題等がある。

雇用については、ビザや短期就労許可に関する指摘が多く、取得手続の煩雑・遅延、工場視察訪問や建設現場への立ち入りでも就労ビザ取得義務があること等がある。また、過激な労働組合運動や最低賃金の大幅引き上げといった労働者保護の問題もある。その他、外国人使用規制の強化と現地人雇用義務の問題、国民皆保険制度への外国人強制加入による二重負担についての指摘もある。



税制については、税法実施規則、運用基準が不透明で、調査がなされ、ロイヤルティ・ブランドフィーの否認、親会社の経営指導・債務保証への対価支払いを配当とみなすこと等について恣意性を指摘する声が多い。予納法人税制度は企業のキャッシュフローに大きな影響を与えており、予納法人税や VAT の還付制度の不透明や還付請求をすると必ず税務調査が入りその調査結果が不統一で、還付が大幅遅延するとの指摘もある。

外資参入規制が残存しており、ネガティブリスト改訂による建設業、卸売業、小売業を中心とした外資出資比率規制強化の問題、外国建設業駐在員事務所の規制強化、外資フレイトフォワードの最低資本金要件、ダイベストメント義務の不透明などの問題が指摘。

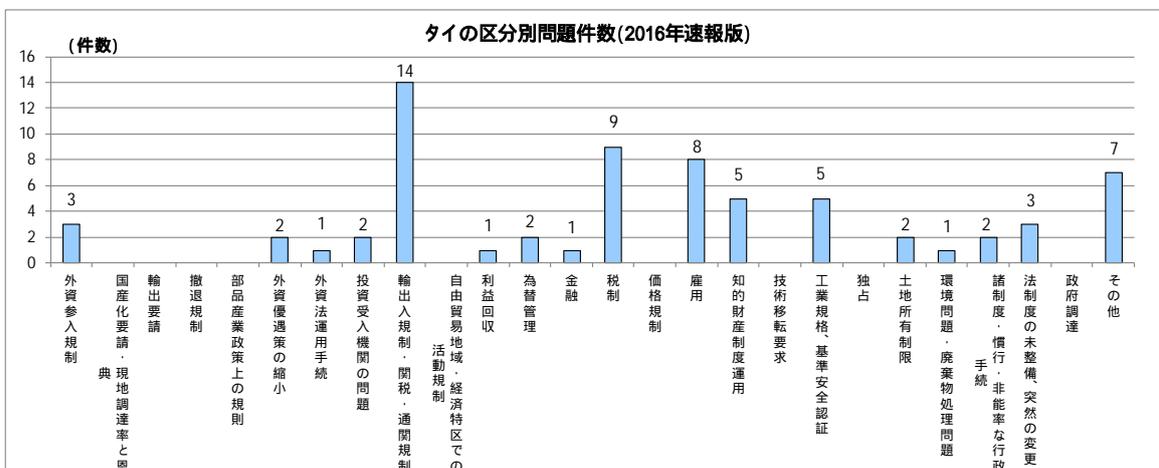
その他、特許出願における対応外国出願に関する資料提出不可、拒絶査定時での分割出願不可、願書への発明者国政等の記載要件、特許料年金未納による権利放棄規定の不備といった知的財産制度運用の問題、法制度・規則に突然変更が頻繁にあり、また内容も曖昧で解釈に差が生じているとの問題、交通物流・電力・通信・生活インフラの未整備の問題指摘がある。

(3) タイ：輸出入規制・関税・通関規制、税制、雇用、その他分野がトップ4

タイへの日本企業の進出は長い歴史があり産業集積も進んでサプライチェーンのハブ拠点となっているが、内政の対立が長期化し、また深刻な洪水被害にも見舞われ、軍事政権による国政・経済運営が暫定的に続いている。

輸出入規制・関税・通関規制については、関税分類・評価について税関担当者による恣意性を問題とする声が多く、担当者への奨励金分配制度がその温床になっているとの指摘がある。鉄鋼製品でアンチダンピング課税措置・セーフガード措置の濫用が続いている。FTA 絡みでは、一部自動車部品への日タイ EPA 特恵関税の非適用、日タイ EPA の下で一旦払った関税の還付の困難、タイの EU GSP 卒業を補うためのタイ EU FTA の交渉遅延の問題がある。

税制については、税務調査・更正における恣意性の問題、前払い法人税・VAT の未還付・遅延、税法の曖昧さから生じる担当官による解釈の不統一についての指摘が多い。また、PE についても、判定に時間がかかることや、認定基準があいまいなため、事業の参入障壁となるといった問題がある。



雇用については、労働許可証の取得・更新の煩雑さや遅延、短期出張者（日帰り）であっても労働許可証の取得が求められること、外国人1名につき現地人4名以上の雇用が義務付けられること、最低賃金引き上げに伴う人件費の高騰、エンジニア・管理職の人材確保の難しさの問題がある。

その他の分野については、外国人事業法によるサービス業への外資参入規制・マジョリティー出資制限が広範に存在している。インフラ関連の指摘が多く、治水・湯水対策の不足、電力供給の不足・不安定、物流インフラの整備不足の問題がある。また、不安定な政治情勢、港湾荷役費用の増加の問題もある。

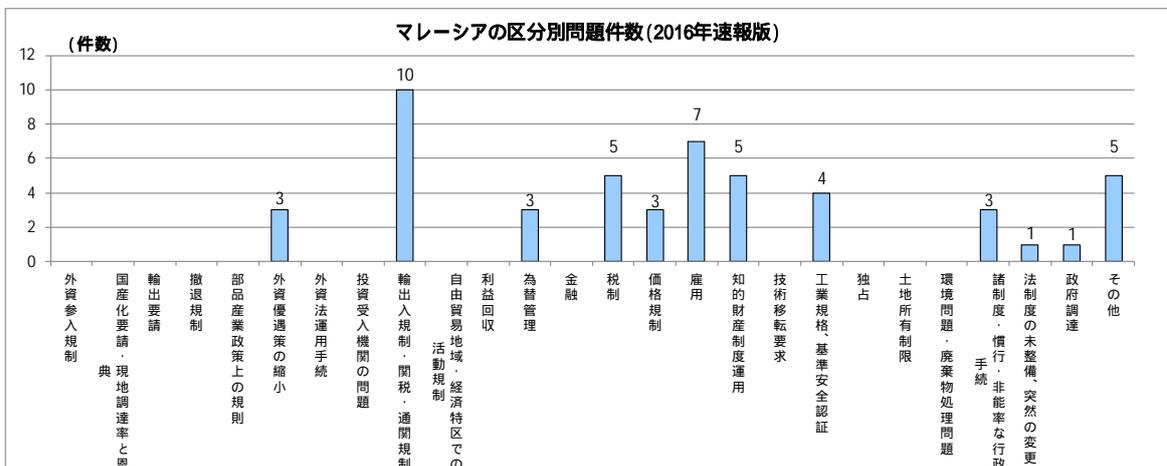
(4) マレーシア：輸出入規制・関税・通関規制が増加、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、知的財産制度運用がトップ4

マレーシアは、外国人労働者への雇用規制が強化されているが、サービス分野を除き外資参入規制を大幅に緩和・撤廃しており、政府調達や国有企業でのプミプトラ政策や知的財産権保護制度の不備などの問題は、「ビジョン 2020」に基づく開発政策や TPP 参加により改善を目指している。

輸出入規制・関税・通関規制については、鉄鋼製品への輸入関税引き上げ・輸入許可制度適用等の保護主義的措置の他、日・マレーシア EPA の免税スキームの不透明さ、FTA のオンライン申請時の部品登録数の制限、原産地証明書発行要件の恣意的運用といった FTA 関連の問題が多く指摘されている。

雇用については、ビザに関して、就労ビザの取得所要時間の長期化と短期滞在技術者ビザの取得要件の厳格化の問題が、また外国人労働者の雇用規制が強化されており、外国人：現地人の比率を始め雇用規制の強化、雇用課徴金の倍増、ID カード発効遅延の問題がある。税制については、2015 年 4 月に導入された物品・サービス税 (GST) に関するものが多く、GST 導入に伴い、法人税減税措置を講じる必要があるとする指摘や、GST 導入により、保税工場やフリートレードゾーン向け在庫品の運用に混乱が生じていること、また規定通りの GST 還付が行われていないといった問題が出ている。

知的財産制度運用については、マレーシア特許庁に審判部が存在しないことから、異議申立制度、無効審判制度が無いとの問題がある。その他、特許拒絶審査時に分割出願ができないことや、第一国出願義務に関する関連法規定が不明確との指摘がある。



(5) ベトナム：輸出入規制・関税・通関規制が増加、輸出入規制・関税・通関規制、税制、知的財産制度運用、雇用がトップ4

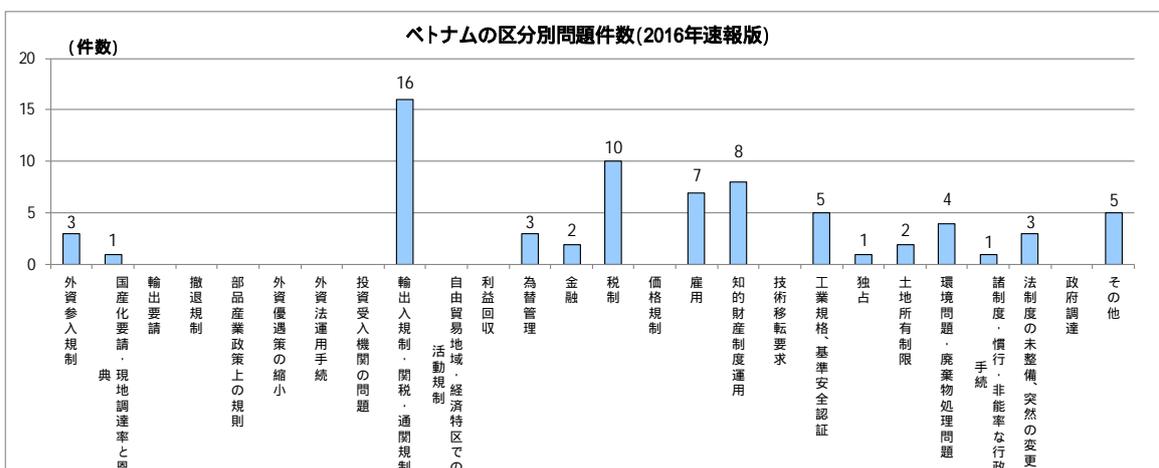
WTO 加盟後の経済自由化が継続しており、コスト面での優位や TPP 早期参加表明もあって「チャイナ・プラスワン」としての有力な外資進出先となっている。

輸出入規制・関税・通関規制については、時計・鉄鋼製品に関する高輸入関税、鉄鋼・紙製品の関税引き上げ、鉄鋼製品へのセーフガード措置・輸入ライセンス取得義務の問題がある。また、輸入通関手続の不透明・恣意性・煩雑・遅延への指摘が多い。関税分類では、HS コードの遡及変更による関税追徴の問題がある。

税制については、ベトナム国内でサービスを提供する外国企業に外国契約者税を賦課することは問題との指摘が多い。その他、短期出張者によるサービスに対する個人所得税の二重課税、PE の定義について日越租税条約の規定ではなく、ベトナム国内法の規定を適用すること、国内関連者取引への移転価格税制適用、改正税法の遡及適用、国内取引における VAT の一部不還付の問題がある。

知的財産制度運用については、ベトナム語以外の言語で特許出願を行った場合に出願日の確保ができないこと、また税関での疑義侵害物品の真贋鑑定について担保金を積んで、差止申請を行った後でないと疑義品の画像が入手できないといった問題がある。その他、著作権について、私的使用目的での複製やインターネット情報の検索サービスを実施するための複製等について、権利者の権利制限導入を求める指摘がある。

雇用については、過去に1日でもベトナム滞在歴がある場合の労働許可証申請では、ベトナムの無犯罪証明書の取得が必要であること、また短期の出国・再入国者へのビザ取得義務があることといった問題がある。その他、消費者物価上昇率とかけ離れた最低賃金引き上げ、法律が定める最低昇給率の確保、時間外労働時間数の厳しい規制の問題がある。



(6) ミャンマー：雇用問題が増加、依然として外資参入規制が多い、税制の不透明、知的財産権制度の未整備の問題指摘が多い

“最後のフロンティア”として外資企業の関心が高いミャンマーでは民政移管に伴う各種法制度の改正・導入が急速に進められているが、施行段階で様々な問題に直面し調整が必要とされている。昨年以降、日本企業の現地進出が進み、輸出入規制・関税・通関規制や雇用分野について、具体的な問題指摘が出て来た。輸出入規制・関税・通関規制について

は、輸入ライセンスに関して、取得手続きが煩雑あるいはライセンス期間が短いといった指摘が多くある。その他、関税がインボイス価格ではなく、課税標準価格に賦課されること、輸出入手続に無駄が多く、担当官の恣意性が強いといった問題がある。

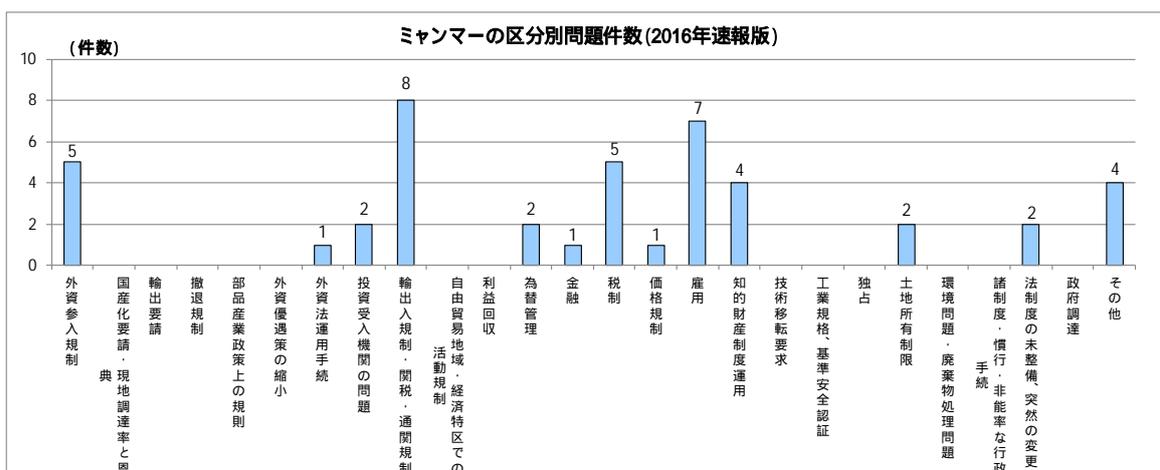
雇用については、ビザ発給手続きが煩雑で時間がかかる、滞在許可期間が短く変更を要する問題、一時入出国手続きが煩雑などの人の異動の問題が多い。過度な残業規制があり、最低賃金の地域格差の未設定、ミャンマー語の雇用契約提出義務に問題指摘がある。

外資参入規制については、外国投資法と内国投資法があって外資参入禁止業種が多く存在し、また輸出入・国内販売への外資参入が実質禁止状態にあることが大きな問題である。

その他、外国投資法に基づく各種申請手続の流れや判断根拠が明確でないこと、また外国人名義での自動車、携帯電話、不動産購入ができないとの問題がある。

税制については、個人所得税、資産税を含む税制全般の計算根拠、課税根拠が不透明との指摘が多い。また、商業税の還付・相殺、仕入税額控除、源泉徴収等制度としては存在するものの、手続の煩雑さ、解釈の不透明により、形骸化している。加えて、日・ミャンマー間の租税条約が未締結であることより、長期出張者に対する課税が二重課税となる恐れもある。

商標登録制度が無いなど知的財産権保護の法整備がなされておらず、商標法改正時期やドメイン名の保護などが不透明。



4. 中南米では、対前年横ばいでブラジルが圧倒的に最多、新しい輸入事前承認制度を採用するアルゼンチンが第2位

(1) ブラジル：税制、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、知的財産制度運用、外資参入規制がトップ5

ブラジルは、マイナス経済成長・財政収支赤字・失業増のトリレンマがここ数年続く中で、複雑な税制、労働・雇用面での過剰な保護措置、治安問題といったブラジルのコストの改善が進んでいない。

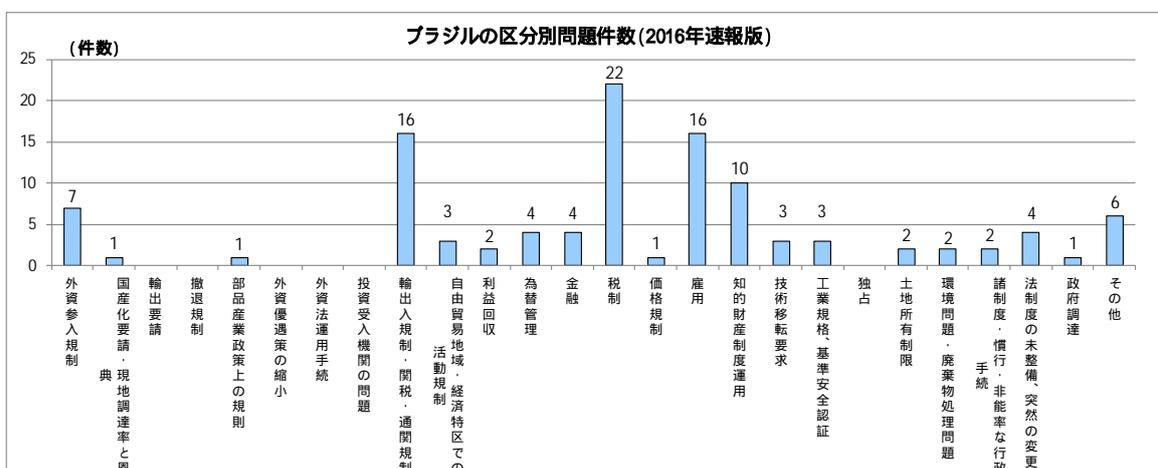
税制については、税制自体の複雑さの問題が大きい。連邦税・州税・市税・各種負担金等多岐にわたり、高率で重い税負担とともに、納税業務が複雑となる。また、税制度も頻繁に改正されることから、制度の理解に時間を費やし、業務に多大なコストが発生する。更

に、輸入品については高輸入関税の上に二重三重に税金が課され、価格を引き上げるため、輸入品の価格競争力が失われ、不正輸入や密輸が横行する。また、OECD モデルに準拠しない移転価格税制についても、取引先所在国との移転価格税制整合性が担保されていないこと、事前確認制度に関する明確な法規定がないこと、輸出先特殊関係者の利潤計算が現実と乖離している等の問題指摘がある。その他、税金還付の困難・遅延、連結納税制度の欠如等の問題もある。

輸出入規制・関税・通関規制については、輸入手続の煩雑・遅滞・厳格さに関して、インボイス上のアイテムごとの細かな記載、品名のポルトガル語での表記や、通関手続に時間がかかることによる荷物保管料の負担等の問題指摘が多い。その他、中古機械設備の輸入規制や、輸入に関する法令が外貨事情により頻繁に変更され、直ちに施行される問題がある。雇用については、ビザの発給・切替、条件に関するものが多い。各種ビザの取得に数ヶ月～1年かかる場合があり、短期ビザ更新の際は永住ビザへの切替が必要となるも、切替ビザ申請期間と新ビザ取得までの期間がミスマッチなため、長期にわたる切替空白期間が生じる問題がある。代表者は居住者、または外国人の場合永住ビザ保有者に限られ、駐在員が永住ビザを取得するためには資本金や追加の人員雇用条件を満たす必要がある。また労働者過保護の労働法制も指摘が多く、インフレ率を大幅に上回る勢いで毎年の最低賃金上昇、各種社会保険を含めると額面給与の2倍程度になる人件費、実質的賃金引き下げができず、解雇に多額の割増退職金が必要になること、1回10日以上連続取得となる硬直的な有給休暇制度の問題がある。更に、給与と人員数でブラジル人の比率が2/3以上でなければならない現地人雇用義務がある。

知的財産制度運用については、特許出願数の増加に伴う審査の遅延、担当官による審査のばらつきやレベル差の問題がある。特に特許権利化までの期間は平均8-9年で、10年を超えるものもあることから、ライフサイクルの短い製品では知財保護を受けることは実質困難となっている。また税関水際措置を特許侵害品に適用する規定がないこと、技術援助契約の国家産業財産権庁（INPI）登録にあたり、実質的審査を行うことによる登録手続遅延の問題がある。

外資参入規制については、国産化優遇税制をとることにより、国産企業は輸入税・工業税が減免される一方、現地生産を行っていない企業はその分価格競争力を失っている。また外資企業の進出形態として、駐在員事務所は認められておらず、支店も認可取得が難しいことから現地法人の設立となること、自国籍船や国内保険会社の使用義務の問題がある。



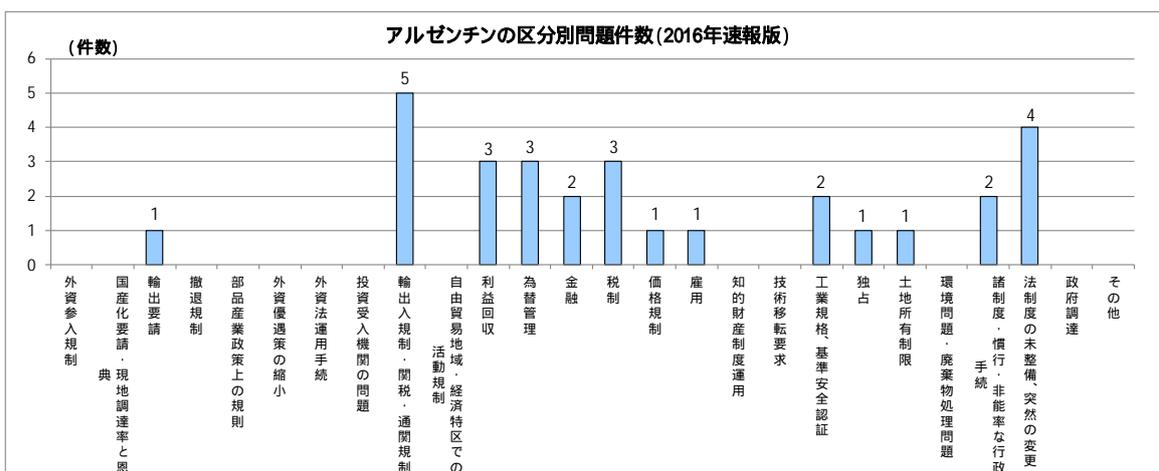
(2) アルゼンチン：法制度の未整備・突然の変更が増加、輸出入規制・関税・通関規制、法制度の未整備・突然の変更、利益回収、為替管理、税制がトップ5

アルゼンチンは、前政権で WTO 違反の保護主義的な貿易・外資政策を採用、15 年 12 月政権交代により一転して外資規制の緩和が急速に進められ、我が国との間でビジネス環境の整備に関する協議を開始。

輸出入規制・関税・通関規制については、新しい輸入事前承認制度（SIMI）についての指摘が多い。この輸入事前承認制度には、一部国産品保護を目的とした非自動輸入ライセンス品目が残っていることに加え、申請後のライセンス取得時期が不透明であること、ライセンスの有効期間が取得後 90 日しかないことといった問題がある。

法制度の未整備・突然の変更については、投資財産保護等を目的とした投資協定の締結や、投資に関する政府方針・手続を書面で説明した情報公開が必要との指摘がある。その他、事前説明のない中での突然の法律新設・変更が行われるとの問題がある。

その他、利益回収については海外への外貨送金・送金規制の問題がある。為替管理については、新政権になり外貨購入金額の制限が引き上げられ、配当の送金も行えるようになったが、配当の自由を担保する明文法規定が存在していないことがある。税法については、輸入品やサービス輸出に関する付加価値税の還付遅延・不還付の問題がある。



(3) メキシコ：輸出入規制・関税・通関規制が大幅増加、輸出入規制・関税・通関規制、知的財産制度運用、その他分野、税制がトップ4

FTA のハブとして NAFTA のみならず中南米、EU、日本等との FTA ネットワークを拡充して貿易・投資自由化を進めているが、各種制度・運用手続きに煩雑・不透明性が残り、インフラ未整備の問題がある。

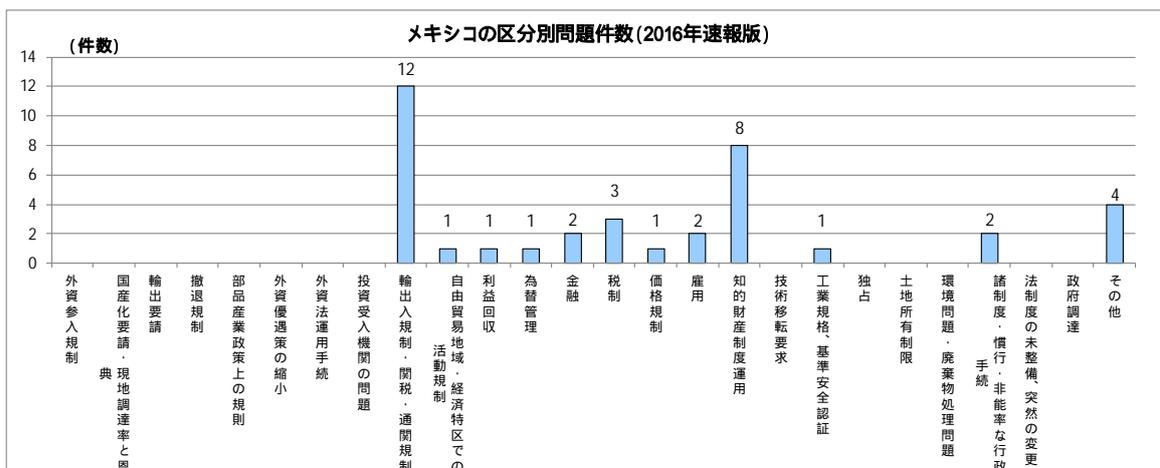
輸出入規制・関税・通関規制については、鉄鋼製品への輸入関税引き上げ・反ダンピング措置の長期継続・輸入モニタリングや鋼材輸入に関する厳格な許可審査手続の運用と煩雑さの問題がある。また、高輸入関税項目への恣意的な関税分類変更、通関業務の世襲制と高額な通関手数料の問題もある。その他、TPP 関連情報の不足や日墨 EPA の特定原産地証明取得手続の煩雑さについての指摘がある。

知的財産制度運用では、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分なため、正確な他社特許リスクを把握できないことや、特許出願数の増加による審査の遅延、担当者

によるばらつき、レベルの差といった審査の質に関する問題がある。また、著作権について、私的複製補償金制度の下での複製やリバースエンジニアリング目的での複製等について権利者の権利制限導入を求める指摘がある。

税制については、頻繁な税制改正とそれに対応するコストの増加、またその施行に際して不明確な点が多いとの指摘がある。付加価値税については、免税条件が曖昧且つその相談窓口が不明であること、また還付手続が煩雑で遅延が発生するとの問題がある。

その他分野については、港湾・鉄道・国内輸送インフラの未整備と外資規制による輸送コストの硬直化の問題がある。また、コンテナ破りによる盗難といった治安悪化の指摘もある。



5. ロシア・東欧・その他はユーラシア関税同盟に関するものが多数

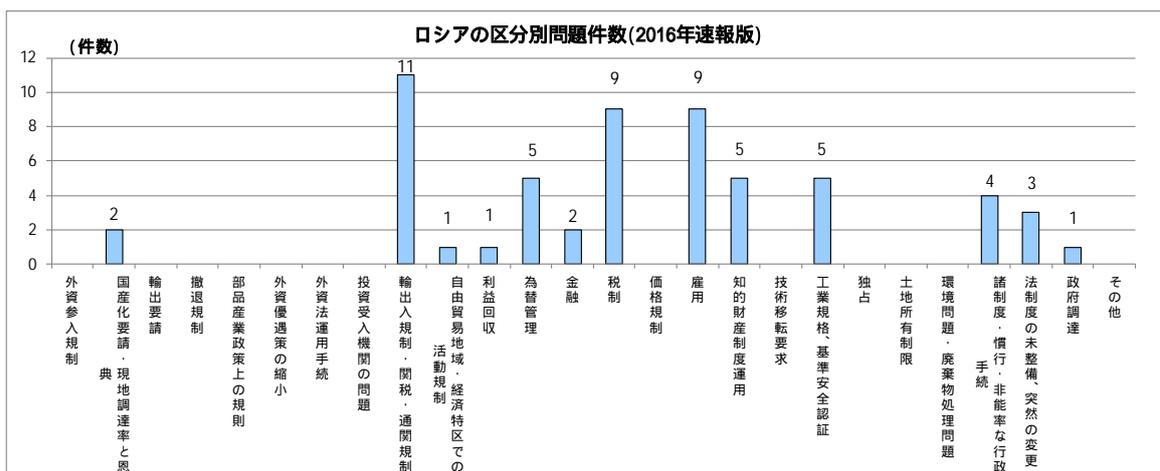
(1) ロシア：2015年に6年ぶりマイナス成長のロシアは倍増した輸出入規制・関税・通関規制、税制、雇用がトップ3

輸出入規制・関税・通関規制については、時計等への高関税適用に加え、国家財政の状況で変更される関税、鉄鋼製品に対する関税引き上げ・セーフガード・輸入枠設定の問題の他、ユーラシア関税同盟内での異なる認可取得プロセス・通関チェックやロシア国内でも通関場所・担当者により必要書類が異なる通関手続問題、また外交問題に起因したトルコ産品への厳格な輸入審査やメリットの低いAEO制度の指摘がある。

税制については、日ソ租税条約に関連して、債務者主義採用により駐在員事務所の使用料に源泉徴収義務が発生すること、またOECDモデルの租税条約より高率の源泉税が徴収されること等の問題がある。その他、規定は存在するものの実現が難しいVATの還付問題、連結納税制度の不存在、原油価格下落による歳入補填を目的とした新税の導入や突然の税制変更等の指摘がある。

雇用については、ビザ取得に関するものが多く、滞在ビザ申請期間の短さ、出張ビザ入手手続の長期化、第三国からのロシア赴任の際、帯同家族がビザの同時申請を行えないこと、またビザ発給所がモスクワ中心地から離れていること等の問題がある。その他、連続有給休暇の取得による業務への支障、月2回支払いの給与事務が煩雑なこと、社会保障協定が未締結であることから社会保障費の二重払いが発生する問題がある。

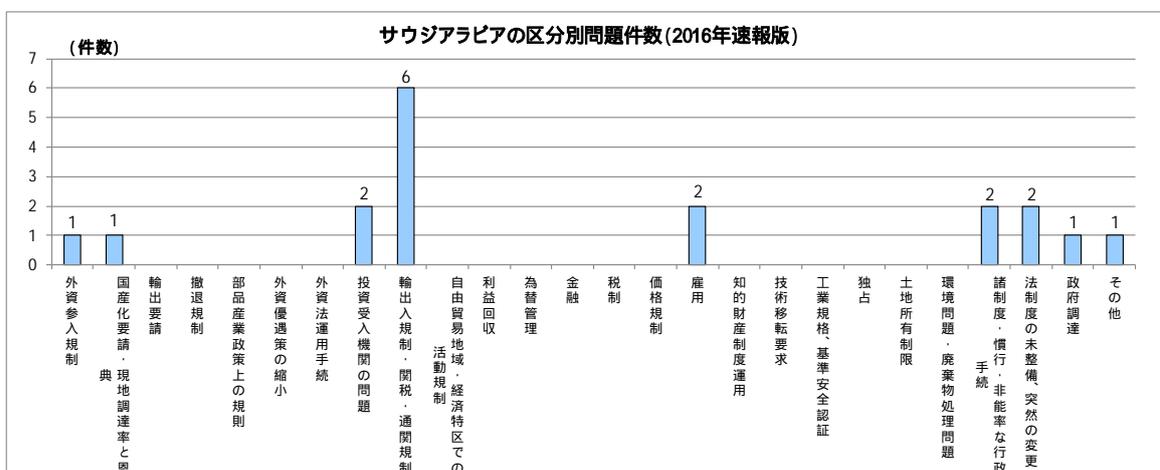
その他、為替管理については、外貨送金を行う際の事前許可取得手続きが非常に煩雑で時間がかかること。知的財産制度運用については、関税同盟のうち、1カ国でのみ特許権を取得していた場合、他の関税同盟参加国経由で流入する侵害品を止めることができない可能性があること。また、工業規格・基準安全認証については、関税同盟成立により、製品安全関連規制や環境関連規制において国際規格、EU法と異なる対応が求められるようになったことや、関税同盟のスキームにより、負担の大きい全工場の製造検査が求められる等の問題がある。



6. 中東・アフリカ：現地人雇用義務の強化に指摘が多いサウジアラビア、問題数が大幅増加したイラン、厳格な規格・認証要件がある南アフリカ

(1) サウジアラビア：雇用問題が半減、輸出入規制・関税・通関規制、投資受入機関の問題、

雇用、諸制度・慣行・非能率な行政手続き、法制度の未整備・突然の変更がトップ5
 輸出入規制・関税・通関規制については、関税免除申請を払い込み済み資本金額と関連付けて行う恣意的な審査、出荷前商品検査証が通関時に必要になること、インボイス等の書類に領事査証が必要なこと、輸入通関時に開品検査がかなりの高率で発生する問題がある。



投資受入機関の問題については、外国企業が最初に会社・事務所を設立する際のライセンスをサウジ総合投資庁から取得するにあたり、手間と時間がかかること、またこのライセンス更新の際に、割高な更新料が必要となる問題がある。

雇用については、一定比率のサウジ人雇用義務（サウダイゼーション）があり、サウジ人を雇用しても雇用後 26 週間を経過しないと 1 名雇用とカウントされない等、規制の強化が進んでいる。またサウジ女性の雇用について、女性専用執務室の整備等の規制がある。

諸制度・慣行・非効率な行政手続については、行政窓口担当官による運用のバラつき、鋼材 1 本ごとに原産国名のペイントが求められる厳しい原産地表示義務がある。

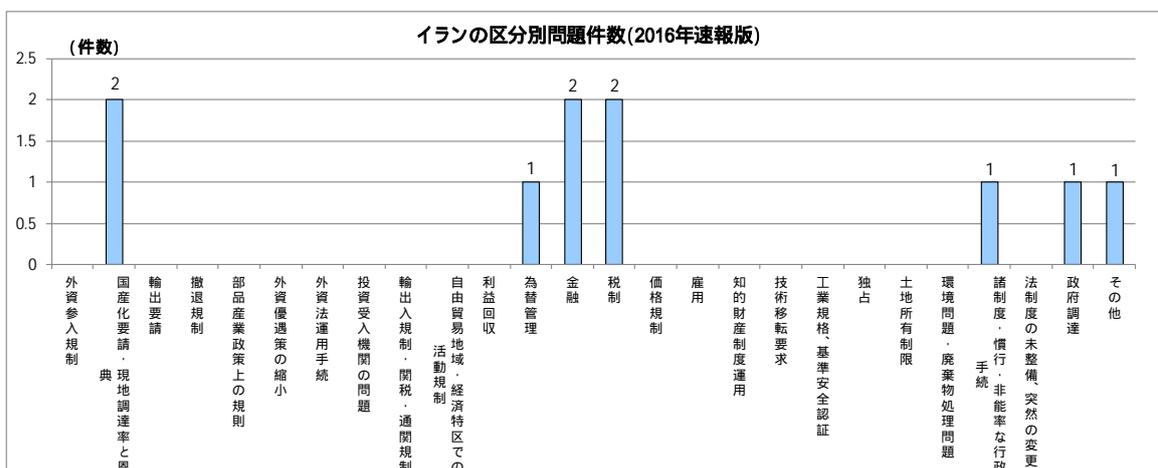
法制度の未整備・突然の変更については、諸規則が突然変更され、またその発表方法も一定していないことや、一部大口ユーザーの国内品調達率向上目的に偏った産業多角化や育成策についての指摘がある。

（2）イラン：問題数が大きく増加、国産化要請・現地調達率と恩典、金融、税制がトップ 3

国産化要請・現地調達率と恩典については、国内鉄鋼産業保護措置として、国内製造者からの Non-Production Certificate 取得を要求されること、海上輸送に関してイラン国営船会社の優先使用が求められることがある。

金融については、経済制裁解除後も続く市中銀行預金からの外貨現金引き出し制限や、経済制裁解除後に発表されたガイダンスの不明確な内容による、大手銀行の対応の遅れ・ビジネス展開の遅れについて問題指摘がある。

税制については、税法上の課税範囲や定義が不明確であり、当局側有利な解釈で課税されること、ノルマありきの独善的税務調査に問題がある。

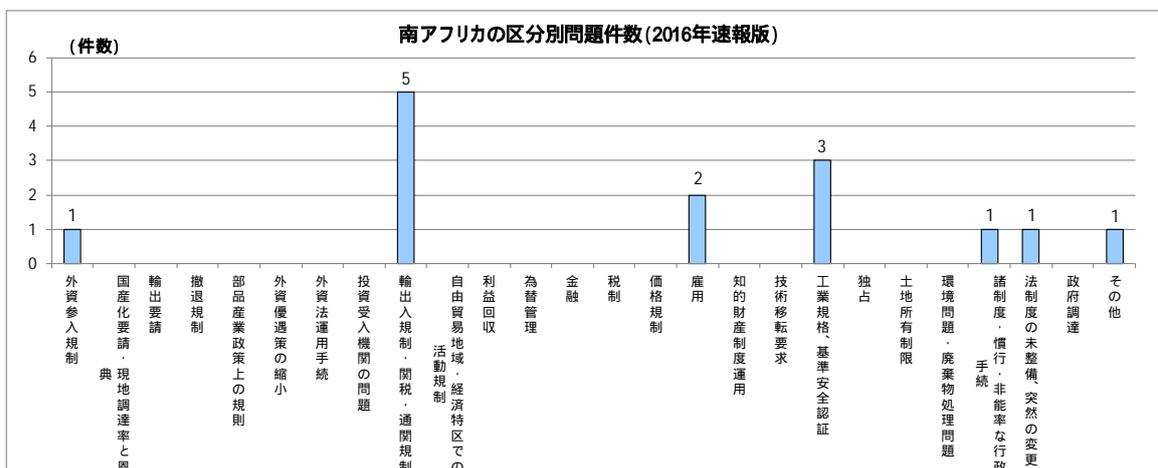


（3）南アフリカ：問題数が激減、輸出入規制・関税・通関規制、工業規格・基準安全認証、雇用がトップ 3

輸出入規制・関税・通関規制については、家電を中心とした高輸入関税、鉄鋼製品の関税引き上げ、日本・アジア諸国との FTA 未締結による EU 製製品への劣後、輸入時の商品盗難多発の問題がある。

工業規格・基準安全認証については、輸入通関時に提示する安全規格認証取得に関して、

国内生産品に比べて、非常に時間がかかること、規格が欧州規格に準拠しているにもかかわらず、欧州規格評価レポートが受け付けてもらえないといった問題がある。雇用については、ビザ取得にあたり、エージェントの活用が必要となることから、コスト・時間の負担が大きいこと、及び政府が推進する BEE (Black Economic Empowerment) 制度が厳しいため、有能な白人が海外に流出し、人材確保を難しくしていることがある。



7. 先進国の問題として、オーストラリア、韓国、米国が増加し、EUが減少、オーストラリア、米国では輸出入規制・関税・通関規制が増加、韓国では知的財産制度運用が増加

(1) 米国：輸出入規制・関税・通関規制が増加、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、知的財産制度運用、環境問題・廃棄物処理問題、税制がトップ5

輸出入規制・関税・通関規制については、時計についての定額税・定率税組み合わせによる高輸入関税・パートごとに記載する原産地表示の問題、アンチダンピング調査におけるゼロイングの是正を始め、鉄鋼製品へのアンチダンピング提訴の濫用とダンピング税賦課期間の長期化問題がある。貨物のセキュリティについては、C-TPAT 対応への工数・費用の増加、24 時間ルールや 10+2 ルールによる輸出遅延リスクの増加問題があり、セキュリティルールの国際的統一を望む指摘が出ている。TPP 承認の遅れを懸念する声もある。

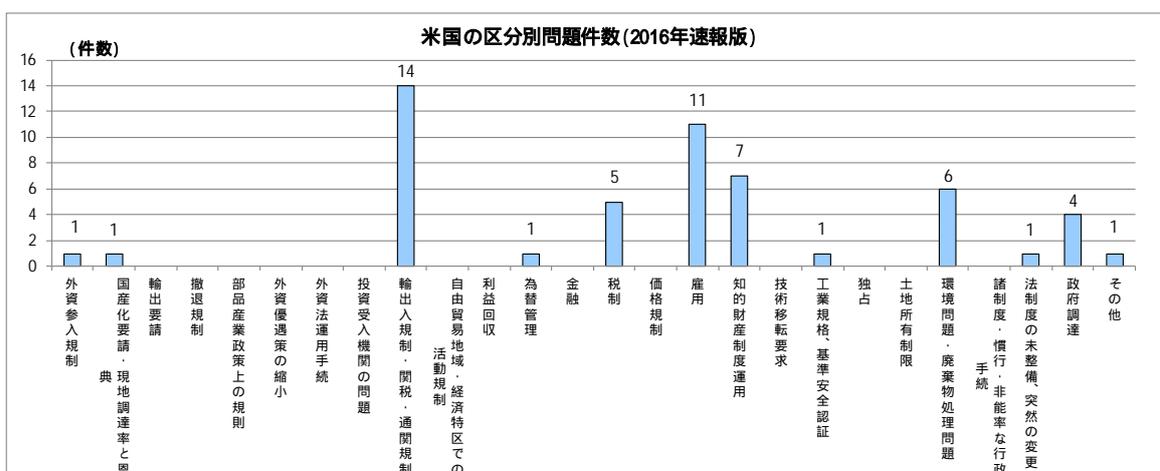
雇用については、ビザ更新時に第三国に出国する必要があること、その出国の手間を考えると2年のビザ有効期間は短いこと、一部ビザには発給枠の制限があること、ビザなし渡航に関する規制が強化されたこと、ビザ・グリーンカード発給に一般資金要件が設定された問題がある。その他、運転免許取得・アパート契約に必要な社会保障番号取得に時間がかかること、定年制の不存在、高賃金による人材確保の困難といった指摘がある。

知的財産制度運用については、先行技術の開示義務、外国出願・審査情報の開示義務及び発明者宣誓書並びに譲渡書の提出義務について、その対応負担が重いとの指摘がある。その他、TPP 実施に伴う、アクセスコントロールを含む技術的手段の回避、著作権侵害の一部親告罪化ならびに著作権保護期間延長に関する影響を懸念する指摘がある。

環境問題・廃棄物処理問題については、連邦法・各州法の規制内容の不一致、不明確を問題として指摘する声が多い。具体的には連邦・州レベルでの排ガス規制内容が不明確であること、カリフォルニア州のグリーンケミストリー規制では規制対象製品・化学物質の詳

細が特定されていないこと、同州プロポジション 65 では規制対象となる成分の基準値が不明確であること、同州塩ビ樹脂規制では警告表示言語が不明確となっていることである。その他、米国を含め各国が導入している電池のリサイクルマークがバラバラであり、管理負担が大きいことから、世界標準の作成要望がある。

税制については、2013 年 1 月に署名され、投資所得に対する源泉地国免税の対象拡大を規定する日米租税条約改正議定書に関する米国議会の承認遅延、米国における海外子会社からの配当に係る益金不算入制度の未制定に関する問題指摘がある。その他、移転価格税制における独立企業間価格適用の厳格さの問題、米国を含めた世界標準の移転価格税制の法整備の要望指摘がある。



(2) EU：加盟国間での不統一措置が多い、輸出入規制・関税・通関規制、環境問題・廃棄物処理問題、諸制度・慣行・非効率な行政手続、税制、知的財産制度運用がトップ5

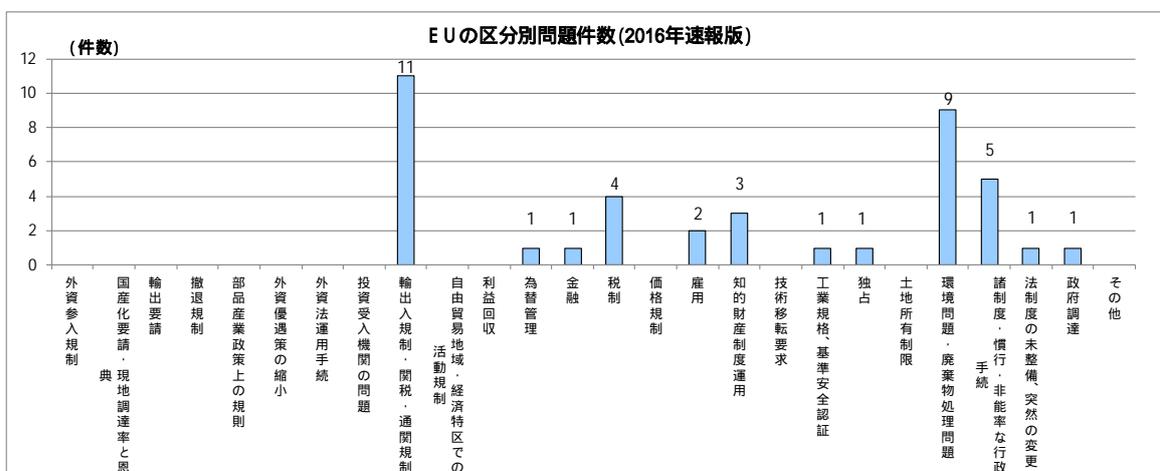
輸出入規制・関税・通関規制については、電気電子製品への高関税や FTA を締結している韓国に劣後する関税問題、特惠関税の卒業、関税賦課一時停止措置の完成品への非適用、鉄鋼製品に対する反ダンピング措置、長期にわたる BTI の取得手続等の関税問題の他、加盟国による通関手続きの不統一、船積み前 24 時間ルールによる商品滞留の長期化といった通関問題、一部時計に関し輸出入両国での許可取得が必要となる規制問題の指摘がある。

環境問題・廃棄物処理問題については、REACH、CLP、RoHS、WEEE といった環境関連規則・指令の内容・解釈に不透明な部分があり、これが加盟国間で不統一な運用を生み出しているとの指摘がある。また、個別規則・指令についても、REACH への対応コスト・労力負担、CLP の化学物質独自分類基準、RoHS 適用除外申請の煩雑さの問題がある。その他、日本と異なる省エネ規制・ラベリング制度、世界各国で異なるリサイクルマーク、ナノマテリアルへの規制導入可能性の問題がある。

諸制度・慣行・非効率な行政手続については、EEA 域外への個人データ移転を原則禁じる個人情報保護に関する指摘が多く、現行個人情報保護指令については加盟国間国内法の相違が、また新たに適用される一般データ保護規則については、データの域外移転に伴う対応コスト・労力の負担の大きさ、個人データの範囲・定義の不明確さ、高額な制裁金についての指摘がある。

税制については、適用が強化される移転価格税制への対応として、文書化義務がもたらす負荷・コスト増と、この強化がグループの機能再編・集約にあたり慎重要因となること。VAT 申告・還付手続及び出口税 (Exit Tax) への対応が煩雑であること。所得税支払目的のための短期就労者の滞在日数の税務当局への報告負担の問題がある。

知的財産制度運用については、著作権の私的複製補償金制度に関する指摘が多い。加盟国ごとに異なる制度をとっているため、越境取引において二重課金が発生したり、事業者が各国ごとの補償金制度を調べなければいけない煩雑さの問題がある。また特許については、日米と比較し、権利化までの期間が長い上、日米と異なり、登録前であっても出願維持年金の支払いを要求される問題がある。その他、特許認可後の翻訳コスト等による総費用の高額化の指摘がある。



(3) オーストラリア：輸出入規制・関税・通関規制が大幅増加、税制、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、その他分野、環境問題・廃棄物処理問題がトップ5

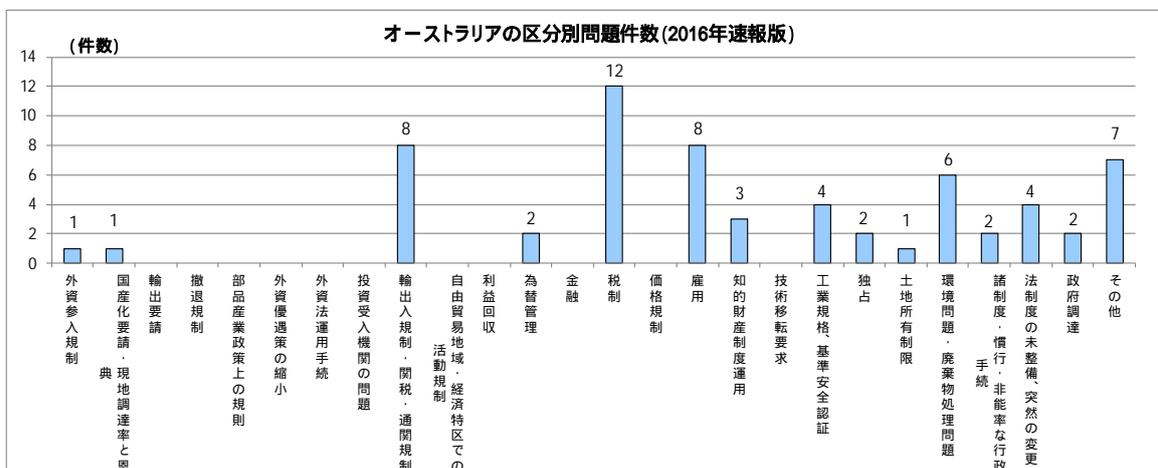
オーストラリアでは税制の問題件数が最も多い。先進国の中でも進んだ BEPS (税源浸食と利益移転) 対応から生じる情報開示負担への指摘が多く、その他、日豪租税条約の相互協議紛争解決メカニズムの不十分、事前確認制度 (APA) 合意後の過年度分ペナルティの賦課、外資企業駐在員の遠隔地勤務手当非課税措置の廃止等の問題がある。

輸出入規制・関税・通関規制については、TPP 関連情報の不足や日豪 EPA の特定原産地証明取得手続の煩雑といった FTA 関連の問題の他、鉄鋼製品への反ダンピング措置・モニタリングの実施及び時計バンドに関する輸出入許可手続や ATA カルネを使用した時計サンプルの輸出入許可手続の煩雑等個別製品に関する問題、また港湾使用料の大幅値上げの問題がある。

雇用については、労働組合主導による労働争議の発生抑制・中断・終了の困難や労働者の過保護によるコスト増加等事業投資への悪影響について指摘が多い。また、高い人件費やビザ取得コストの高騰、審査手続長期化の問題もある。

その他の分野については、日本と西オーストラリアを結ぶ配船の手配困難や港湾・鉄道インフラ整備の遅れに関する指摘が多い。また、港湾物流に関し特定港に慢性的に受入可能数以上の船舶が入港することによる港湾業務の遅延、石炭輸送・インフラ利用契約の硬直的内容より生じる石炭価格の長期低迷の問題等がある。

環境問題・廃棄物処理問題については、環境保護団体による開発プロジェクトの妨害や反対運動に対応するコストの増大問題がある。また、今後の温室効果ガス排出量削減に向けてコスト負担増大の懸念や二酸化炭素排出規制法案立案手続への懸念指摘が出ている。

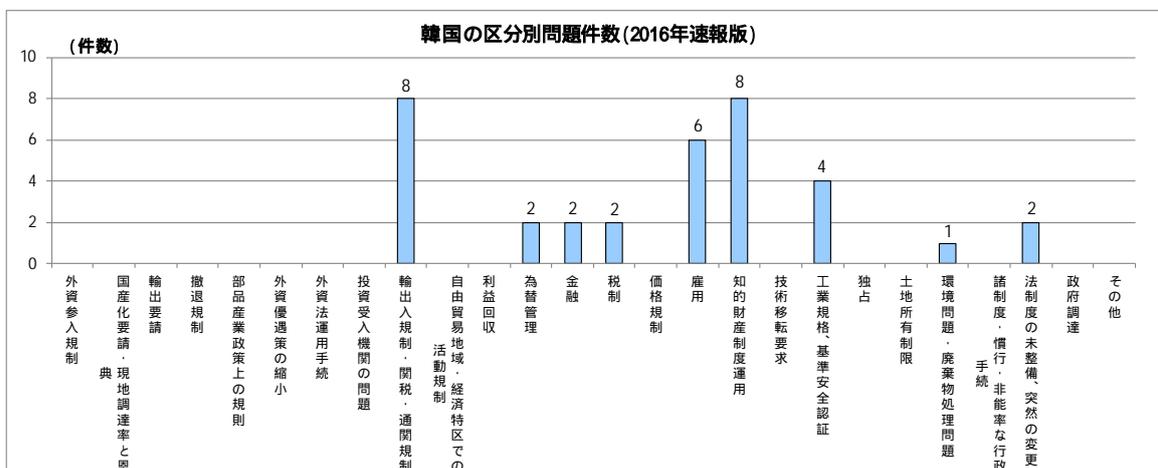


(4) 韓国：知的財産制度運用が急増、輸出入規制・関税・通関規制、知的財産制度運用、雇用、工業規格・基準安全認証がトップ4

輸出入規制・関税・通関規制については、FTA を締結している EU・米国に劣後する高関税、時計類への高輸入関税、鉄鋼製品へのアンチダンピング課税の他、FTA 締結による関税収入減少を補うための外資系企業への関税審査強化、インボイス上の HS コードと異なる恣意的関税分類、輸入機器の製品登録手続の煩雑さの問題がある。

知的財産制度運用の問題件数も非常に多い。特許間接侵害の成立要件の厳格さや侵害の立証責任が権利者側にあることから、侵害の成立が難しいとの問題、また特許権の権利範囲の不明確さや、権利行使の対象に輸出が含まれていない等の問題がある。

雇用については、企業の実態を無視した労働組合による賃上げ要求や福利処遇改善要求、裁判所判決による通常賃金の計算範囲がこれまでの当局指針と異なり、両者の差の取扱いが不明確であること、労働基準法上、就業規則を従業員に不利な方向へ改定する場合、労働組合の合意取得が必要となる問題がある。



工業規格・基準安全認証については、韓国独自の産業規格や、日本・EU・米国と整合性が無い薬事許可審査基準の存在問題がある。

以上

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」（代表 給田英哉）は、127 の広範な貿易関連団体により構成され、1997 年から日本企業が海外事業活動において直面する国際貿易及び外国直接投資等での諸問題の検討を行い意見を取り纏め、日本及び外国の政府等に改善を要望してきた。現在調査対象として全世界各国及び5つの経済統合（NAFTA、EU、ASEAN、GCC、メルコスール）をカバーしている。